

1 相模原市立ふれあいセンター条例の改正について

(説明者：保険高齢部長)

(1) 主な意見等

3つある多目的室を一括で貸し出すことは可能か。

改正条例案での規定は個別の部屋ごとの料金設定になっており、個別の部屋を組み合わせで利用することもできるものとなっている。

市民への供用開始は条例で明記する必要があるのか。

指定管理を行う施設については、具体的な供用開始日を条例の附則で規定することとなる。しかし、供用開始が4月1日に間に合わない場合は、議会に条例の改正案を提出することになる。

最近はダンス等の利用形態が多いが、この施設はダンス等の利用に耐えられる設計となっているのか。

多目的室及びふれあい交流室共にフローリングとなっており利用は可能である。

みんなのトイレはオストメイト対応となっているか。

オストメイト対応である。

指定管理者が利用時間の枠を変更することは可能か。

改正条例案の規定で「市長が必要と認めるとき」は変更することが可能。

(2) 結果

原案のとおり承認。